

多治見市スポーツ協会激励金規程

- 1 目 的 県及び国の代表として、各種大会に出場する選手及び監督に対し、激励金を支給するものとする。
- 2 対象者 多治見市スポーツ協会に所属する競技団体の会員。
- 3 対象となる競技会及び激励金

項 目	東海大会	全国大会	国際大会
個 人	3, 0 0 0 円	5, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
団 体	1 2, 0 0 0 円	2 0, 0 0 0 円	4 0, 0 0 0 円

- ① 個人種目で多数（4名以上）参加者がある場合は、団体として扱う。
- ② 監督、コーチ等は団体種目のみとする。
- ③ 一般の大会は表彰規程の対象大会を基準とする。
- ④ 県予選を経たものであること。
- ⑤ 国体出場者は、高校、一般ともに全国大会一般基準を適用する。
- ⑥ 小・中学生は、市補助規定による補助金とし、激励金の対象としない。
- ⑦ その他会長が必要と認めたもの。

附 則

- 1 この規程は平成13年4月1日より実施する。
- 2 平成10年4月1日より実施の規程は廃止する。
- 3 この規程は平成21年4月1日より実施する。
- （4 この規定は平成26年4月1日より実施する）
- 5 この規定は令和2年5月1日より実施する。（名称変更）